

重要文化財『西南院文書』第五卷・第六卷

坂口太郎
藤本孝一

【解題】

本稿は、『東京大学史料編纂所研究紀要』第三〇号・第三二号（二〇二〇年・二〇二二年）に公表した、坂口太郎・藤本孝一「重要文化財『西南院文書』第一卷～第三卷」ならびに「重要文化財『西南院文書』第四卷」の続稿である。翻刻に先立って、本稿で紹介する重要文化財『西南院文書』第五卷と第六卷の概要について解説しておく。

第五卷は、室町時代後期から豊臣政権期にかけての文書十三通を収める。その中核をなすのが、西南院の相伝に関わる歴代院主の譲状である。すなわち、①永正十一年（一五一四）二月二十六日付「良憲西南院譲状」（第五五号）、②永正十五年八月十二日付「忠海西南院譲状」（第五七号）、③同年八月二十一日付「忠海西南院譲状」（第五八号）、④永祿九年（一五六六）正月付「俊海西南院譲状」（第六一号）、以上の四通である。これらの譲状では、①と②が『金剛峯寺諸院家析負輯』巻六「院宣古遺状古証文等写」（『統真言宗全書』第三五卷）に収載されているが、③と④は本稿にて最初に紹介される文書である。いずれも中世後期における西南院の相伝過程について、不可欠の史料といえる。

まず、①～③によれば、永正十一年（一五一四）二月、栄光房良憲（第

二十世）が性善房忠海（第二十二世）に対して、二百貫文で西南院を売り渡している。その間の事情は詳らかではないが、②に「此院家代々相続之遺跡也、然良憲栄光房、就_二無力_一、式佰貫文、以_二由緒_一、性善房忠海被_二売渡_一、処、明鏡也」とあることから、院主であった良憲が経済的に窮迫していた事情が推知される。

また、④によれば、永祿九年（一五六六）正月に、俊海（第二十四世）が栄田房観寿に西南院を譲っているが、西南院の沿革をまとめた『金剛峯寺諸院家析負輯』巻六「先師歴代写」では、この相伝に触れていない。おそらく、『析負輯』が編纂された近世後期の段階で、④の存在が見落とされたためであろう。なお、『析負輯』は、俊海の入滅年時を永祿五年十一月一日とするが、④の年月から訂正を要する。

このように、『析負輯』の伝える西南院相伝の沿革については、ままた史実の遺漏や錯誤が見受けられるが、第五卷所収の譲状にもとづいて補訂を施すことができる。¹⁾

第五卷における西南院関係文書では、文祿二年（一五九三）八月四日付「宥賢書状」（第六七号）も注目すべき内容を持つ。これは、北室院の宥賢が、淡路国から高野山に登った西南院の壇方衆について、西南院からの問い合わせに答えたものである。

『紀伊統風土記』高野山之部 卷之十二 寺家之二「西院谷堂社院家」の西南院の項によれば、近世における西南院の末寺に「淡州三十六院」があり、西南院が淡路の所縁坊であったことがうかがえる。このような事情から、西南院の院主には、寛永七年（一六三〇）に入滅した政旻（第二十九世）以降、淡路出身者が少なくない。また、淡路から西南院を頼って高野山に登り、灌頂入壇あるいは交衆する真言僧も多かった。⁽²⁾

右の「宥賢書状」は、文禄二年（一五九三）の段階で、すでに西南院と淡路の間で檀縁関係が結ばれていた事実を伝えるものであり、興味がひかれる。西南院と淡路の関係が、いつ頃から結ばれたのかは明らかではないが、「宥賢書状」の年代を少し遡る戦国期あたりと考えても不都合ではなからう。

第五卷では、天正五年（一五七七）七月二日付「高野山西院来迎堂尊像修復供養願文」（第六三三号）も見逃せない。高野山西院来迎堂は、もともと西南院と一体であった平等心院の一堂宇に由来したようだが、文明五年（一四七三）成立の『高野山諸院家帳』⁽³⁾に「集堂号来迎院 本寺坊小法」と見えることから、すでに室町中期には高野山一山の惣堂という性格を帯びていた⁽⁴⁾。その本尊は阿弥陀如来で、脇士は不動明王・毘沙門天であった（以上、『紀伊統風土記』高野山之部 卷之十二 寺家之二「西院谷堂社院家」の来迎堂の項）。

右の願文は、いささか文飾過多の印象を受けるが、来迎堂が火災の難に遭い、尊像も破損に見舞われたこと、またのちに尊像が修復・供養されたことなどを伝える点で貴重である。

くだんの火災は、永正十八年（大永元年、一五二二）二月十二日に、高野山全山を覆った大火を指すと考えられる。『高野山焼失記』（群書類従 従釈家部）によれば、このおりの火元は西院谷の福智院であり、その火が来迎堂に移ったという。灰燼に帰した来迎堂は、やがて大永七年（一

五二七）六月に修理のための勧進が開始されるが、その勧進の結末については、従来詳らかではなかった。しかし、願文によれば、半世紀を経た天正五年（一五七七）に、ようやく尊像の修復と供養が行なわれたようであり、来迎堂の復興に至るまで、長い歳月を要した史実を知ることができる。

次に、第六卷は、江戸初期の文書十四通を収める。これらの文書の内容は多岐にわたるが、深鏡房応宣（西南院第二十六世）・深識房秀弁（西南院第二十七世）・長深房良尊（西南院第二十八世）に関係する文書が中核をなす。

まず、西南院の相伝については、慶長七年（一六〇二）十二月九日付「応宣書状」（第六八号）と、慶長八年十一月十六日付「応宣西南院預状」（第七二号）が注目される。これらは、応宣から秀弁に宛てられた文書である。

病身であった応宣は、慶長七年十二月の「書状」で、西南院の維持に不安を吐露し、明春に西南院を譲与することを秀弁に約束している。しかし、その約束は果たされず、ようやく慶長八年十一月になって、応宣は秀弁に西南院を預けた。この折の「預状」において、応宣は自身の病状をかこちつつ、「諸事頗非本意」と述べ、先師宣宥より伝えられた「院家諸壇那并世出世之道具」を秀弁に預け置くことを伝えている。

もっとも、応宣としては、そのまま秀弁に西南院を譲与するつもりはなかったようであり、「預状」に「互存命不（定脱カ）二モ候得共、廿ヶ年之後者、此方江可二返給一者也」と付記して、二十年後の院家返還を求めている。しかし、翌年の慶長九年十月五日に、応宣は入滅した（『金剛峯寺諸院家析負輯』巻六「先師歴代写」）。結局、秀弁による院家相伝が実現したのである。

『金剛峯寺諸院家析負輯』巻六「先師歴代写」によれば、西南院を相

伝した秀弁は、「一時ノ英才」と称され、徳川家康の命によって、駿府城・江戸城で開催された真言論義に参仕し、その賞として時服・黄金を賜っている⁽⁶⁾。また、秀弁は、西南院の主殿・坊舎の再建を成し遂げたことから、西南院の「中興」とまで賞賛されている。

これに関わって、慶長十二年（一六〇七）八月十一日付「秀弁銀子借用証文」（第七四号）は、秀弁による西南院経営の内情を示すものとして興味深い。この文書によれば、秀弁は、豊後岡藩主・中川久盛（西南院の施主）の老職であった中川大隅守資政⁽⁷⁾より、銀子六貫目を借用している。この借銀の目的は未詳であるが、『析負輯』に記された主殿・坊舎の再建事業との関係が想定される。

ただし、秀弁による借銀返済は、決して順調ではなかった。「借用証文」の「六貫目」という箇所には、別人によって、「内式貫六百目、元和元年八月廿九日、大隅殿之御使茂兵衛殿渡也。残三貫四百文預り也」という追筆が加えられている。すなわち、元和元年（一六一五）八月二十九日に、秀弁の借用した六貫目のうち、二貫六百目が返済されたようだが、実はこの直前の七月二十二日に、秀弁はすでに他界していた（『金剛峯寺諸院家析負輯』巻六「先師歴代写」）。本文書の全面が、「×」記号によって毀破されていることから、最終的に六貫目の借銀は完済されたと考えられるが、これは秀弁の死後まもなく西南院に入った新院主良尊と、その次の院主政旻らの尽力によるものであった。

さて、第六巻で良尊に関わる文書として、「良尊法印叙任覚書」（第七八号）、慶長十八年（一六一三）三月二十一日付「仁和寺宮覚深法親王令旨」（第八〇号）、慶長十九年四月十五日付「江戸幕府伝馬手形」（第八一号）がある。

右の文書のうち、前の二点は良尊が仁和寺御室より法印を許されたことに関わる。とくに、「令旨」には「法印御免許之事、令披露候処、

雖不^レ為^二三年齡相当、依^二披露群智才、不^レ可^レ有^二三相違^一とあり、良尊が、その卓越した器量によって、年齢不足にも拘わらず法印となったことがわかり、興味深い。

良尊が徳川家康の知遇を受けて西南院に隆盛をもたらしたことは、先に「重要文化財『西南院文書』第一巻（第三巻）」の解題でも触れたところであるが、「江戸幕府伝馬手形」はこれに関係する文書である。すなわち、慶長十九年（一六一四）二月、徳川家康は、高野山の学侶十三名に命じて、駿府城で真言論議を行なわせた。やがて三月二十四日に江戸に入った学侶の一行は、翌二十五日に將軍徳川秀忠に拜謁して、二十八日から江戸城でも真言論議を行なっている（以上、『高野春秋編年輯録』）。

この駿府・江戸への参向については、学侶の一人である良尊の自筆日記（西南院寺蔵文書第四函）に詳述されている。これによれば、学侶の一行は四月十四日に徳川秀忠に暇乞いをし、翌十五日に江戸を出立して神奈河宿に向かっている。右の「伝馬手形」は、まさしく江戸を出立する良尊に付与されたものであり、交通史上、貴重な史料といえよう⁽⁸⁾。

なお、第六巻には、西南院の寺史に直接関係しない文書も若干含まれている。なかでも、慶長十五年（一六一〇）正月十一日付「金剛峯寺小集会衆連署書」（第七五号）は、貴重な史料的価値を帯びるものである。

この「事書」は、前年の慶長十四年八月二十八日に、徳川家康が高野山に下した法度（『諸法度』巻一）を前提とする。この法度は、家康の信任を得ていた高野山の遍照光院頼慶が、古義真言宗の実権を掌握すべく、家康に勧めて出させたもので、

①「上通之古跡」（三十五石以上の由緒ある学侶院家）は、学問次第で相続すべきこと。

②宝性院（宝門）・無量寿院（寿門）の両門に属する二十箇所の「名室」は、「碩学」が相続すべきこと。

③宝性院・無量寿院の住持は、必ず「碩学」の中から器量のある人物を選んで補任すべきこと。⁹⁾
以上の三箇条よりなる。

これに対して、高野山側は、翌慶長十五年正月十一日に、評定衆十八名と学者衆二十九名が連署した請文を、本多正純・板倉勝重・円光寺元詰らに提出し、法度の遵守について誓約した(『大日本古文書 高野山文書』第八卷第一七六九号)。その同日に、評定衆から山内の小集会衆に列なる八つの院家に発給されたのが「事書」である。ここでは、法度に従って学侶として学問に励むことを命ずるほか、四十歳以上で学問に未熟な僧を院主の座から下ろすことを定め、必ず「学者」の僧に院家の名跡を継がせることを要求している。この「事書」の末尾に、小集会衆の院主らは判形を加えて、同意を示した。

「事書」への連署を迫られた小集会衆は、金剛峯寺の中枢に位置した合議組織であり、十五世紀以降になると、特定の院家集団によって構成された点に特徴があった。¹⁰⁾これらの院家の僧侶には高野山領の豪族出身者が多く、とくに畠山氏(紀伊守護)や丹生屋氏(紀伊粉河の豪族)の一族と密接な関係にあった人物が目立つ。このような背景もあって、小集会衆は、山上・山下において大きな力を振るった。

ところが、天正十七年(一五八九)七月に、豊臣秀吉の外護を受けていた木食応其が、宝性院・無量寿院の両門から衆中契約(寺院法)の故事に通じた学侶十五、六人を選んで集議衆(評定衆とも)を発足させると、小集会衆の優位性は次第に弱まることになった。¹¹⁾そして、この趨勢をより決定的にしたのが、徳川家康の法度であった。このような歴史的背景を踏まえて見たとき、「事書」に示された小集会衆の連署は、江戸幕府に対する屈服の象徴に他ならず、高野山の近世化を如実に物語るものと評価できよう。

以上、重要文化財『西南院文書』第五巻と第六巻の主要な文書に焦点を当てて、若干の考察も交えながら解説を行なった。これらの文書群が、今後の高野山史研究に活用されることを期待したい。

注

- (1) なお、天正三年(一五七五)四月日付「良深某院讓状」(第六二号)によれば、良深が教算に「院家」を譲っている。この「院家」が西南院を指すならば、この折の相承も、『析負輯』に漏れた事例ということになる。
- (2) 近世における西南院と淡路国の関係については、浅井證書「別所栄厳和上伝」第三章(東方出版、二〇〇五年)に指摘がある。
- (3) 日野西真定編・著『高野山古絵図集成』(清栄社、一九八三年)所収。
- (4) なお、来迎堂については、藤川昌樹「中・近世高野山における「谷」の構成と変遷」(関口欣也先生退官記念論文集刊行会編『建築史の空間』中央公論美術出版、一九九九年)が言及している。
- (5) 「高野山山西院来迎堂勧進帳」(高野山史編纂所「中田法寿」編『高野山文書』第七巻、興山寺文書第一六一号)。なお、本文書は、大永七年(一五二七)六月の年紀を有するが、馬部隆弘「細川晴国・氏綱の出自と関係」(『戦国期細川権力の研究』吉川弘文館、二〇一八年。初出二〇一二年)によれば、その実、一種の合成文書のようなものである。すなわち、まず永正年間(一五〇四～二一)の中頃から、来迎堂再建とは異なる勧進のために署判が順番に調えられ、後に大永七年に来迎堂再建の勧進が開始されるに及んで、その趣旨を述べる本文が貼り付けられたという。いま文書名についても、馬部論文に従った。
- (6) 秀弁の駿府参向については、『駿府記』慶長十九年三月十四日条・四月二十日条、『多聞院良尊日記』慶長十九年三月一日条(西南院寺蔵文書第四函)に所見がある。
- (7) 中川大隅守資政は、慶長十八年(一六一三)に隠居している(『中川氏御年譜』第四)。
- (8) この「伝馬手形」については、つとに相田二郎「徳川氏の人馬手形の

「印刷」(相田二郎著作集)第二卷戦国大名の印章、名著出版、一九七六年。初出一九三四年)三四七〜三四八頁に言及がある。それによれば、「伝馬無相違可出者也」の九字を印文とする割印(三字宛三行)のうち、大御所徳川家康が右半を、將軍徳川秀忠が左半を用いた事実を示唆するものとして重視している。

(9) 家康の法度については、『大日本史料』第十二編之六、慶長十四年八月二十八日条、『宗教制度調査資料』第十六輯 江戸時代宗教法令集(文部省宗教局、一九二五年)に關係史料が収録されており、辻善之助『日本仏教史』第八卷近世篇之二(岩波書店、一九五三年)一八六〜二〇五頁、中村孝也『徳川家康文書の研究』下巻之一(日本学術振興会、一九六〇年)五八七〜五九二頁、林晃弘『慶長期における徳川家康の寺院政策』(『史林』第九五巻第五号、二〇一二年)四七〜四九頁が参考となる。

(10) 小集会衆については、和多昭夫(秀乘)「中世高野山の僧侶集会制度」(『密教文化』第四五・四六号、一九五九年)、同「木食心其考」(『密教文化』第五五号・第六一、一九六一〜六二年)、同「中世高野山教団の組織と伝道」(日本宗教史研究会編『日本宗教史研究』一組織と伝道、法蔵館、一九六七年)、熊谷賢「中世高野山における「諸衆」評定の展開」(『高野山史研究』第五号、一九九四年)、中村直人「中世後期金剛峯寺の権力構造」(『ヒストリア』第一七三号、二〇〇一年)参照。

(11) 前注和多「木食心其考」八六〜九一頁参照。

(文責・坂口)

〔付記〕本研究に御協力いただき、『西南院文書』の翻刻・図版掲載を御許可くださった、和田友伸師(西南院上綱)に深甚の謝意を表す。また、原本調査に御高配を賜った高野山霊宝館、調査・撮影に御協力くださった渡邊正男・山家浩樹・末柄豊・木村真美子の諸先生にも、厚く御礼を申し上げます。

なお、本稿は、東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点における一般共同研究「高野山西南院文書の調査・研究―高野山伝来史料の研究資源化にむけて―」(二〇一八・一九年度)、「高野山伝来聖教奥書集成にむけて

の調査・研究―平安・鎌倉時代を中心として―」(二〇二〇・二一年度)、「高野山子院伝来資料の分野横断的研究―金剛三昧院・西南院を中心に―」(二〇二二年度)などの成果の一部である。

〔翻刻〕

〔凡例〕

一、本稿は、高野山西南院に伝来した重要文化財『西南院文書 十一巻』のうち、第五巻と第六巻に収められた文書二七点を翻刻したものである。文書番号は、坂口太郎・藤本孝一「重要文化財『西南院文書』第四巻」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第三二号、二〇二二年。以下「前稿」)をうける。

一、翻刻は、高野山霊宝館に寄託中の原本およびその画像によって行なったが、第六巻は焼損があるため、焼損発生以前に撮影された東京大学史料編纂所架蔵のマイクロフィルムも参照した。

一、花押・花押影・筆軸印などは、本文の相当箇所(花押)のように記し、稿末に花押集として掲げた。花押集における番号は、前稿をうける。

一、字体は、原則として常用漢字を用いたが、一部の異体字・略体字については残した。

一、改行は原則として原本通りとし、紙継目は「」記号を以て示した。

一、本文には、読点(、)・並列点(・)を付し、くりかえし記号は「々」「〜」を以て示した。

一、文字が磨滅・虫損により判読できない文字は、その字数を計って□記号で示した。また、文字の上に重ねて別の文字を書いた箇所は、後に書かれた文字の左傍に傍点を付し、訂正前の文字を右傍の()記号の中に×を冠して注した。なお、判読不能の文字は、☒記号で

示した。

- 一、本文以外の部分は、「」で括り、その位置に従って（端裏書）（包紙ウハ書）などと傍注を付した。裏書については、その位置にもっとも近い本文の文字に*記号を付し、本文の末尾に示した。
- 一、編者が加えた傍注で、文字に関わるものは「」記号、参考・説明にわたるものは（）記号を以て示した。
- 一、文書の内容に関して留意すべき点については、必要に応じて按文を付し、文頭に○記号を加えて本文と区別した。

〔西南院文書〕第五卷

五五 良憲西南院讓狀

縦二九・七種
横五一・五種

〔端裏書〕
一西南院讓狀

讓渡 西南院之院家并院領之事

右、以彼院家、入寺忠海性善房^七、

限永代讓渡之処、実也、為先師

俊善法印之御遺跡之間、其方^{アキママ}以

由緒之儀、如此申合上者、無等閑、

可被致院家之紹隆、弔先徳

之菩提事、可為肝要者也、依而、

為後日、支証之状、如件、

永正十一年^{〔文西〕}二月廿六日 良憲^{〔文西〕}（花押37）

〔*裏書〕
「式百貫文」

○干支は、前年の干支である「癸酉」を書き直しているが、正文と判断した。栄光房良憲は西南院第二十世、性善房忠海は西南院第二十二世（『金剛峯寺諸院家析負輯』巻六「先師歴代写」）。

五六 金剛峯寺権律師補任状 本紙縦三三・八種
横四五・六種 包紙縦三三・七種
横四・七種

〔包紙ウハ書〕
「補任 〔別筆〕
「良任補任也」

高野山 金剛峯寺
大法師良任

謹考旧貫、当寺勤 御願、

敢無徧党者、

天恩、早件良任大法師、被任

権律師、為 御勅願、謹充

処分^焉、

永正十五^{〔戊〕}季八月一日

檢校執行法印大和尚位秀存（花押38）

五七 忠海西南院讓狀

縦二九・八種
横四〇・三種

〔端裏書〕
一讓狀 二十一 忠海

讓渡西南院々家・院領事

合^{堂・護摩堂}・敷地等山内、在本券、
合^{道具等}・聖教事、灌頂道具、繪本尊、悉皆一切物、不可漏残事、

右、此院家代々相統之遺跡也、然良憲^{〔後筆〕}栄光房、

就無力、式百貫文、以由緒、性善房^{〔完〕}忠海被渡

処、明鏡也、然間、一世之後者、俊相房重泉^二

讓置処也、聊無相違、永代致紹隆、代々

先師可奉祈菩提事、肝要也、背此旨、
就院領・道具等、令失逐者、〔堅力〕可院家退転者也、
守堅此旨、永代可相統之儀如件、

性善房

永正十五年辛未八月十二日 忠海（花押39）

重泉

○性善房忠海は西南院第二十二世、俊相房重泉は西南院第二十三世
〔金剛峯寺諸院家析負輯〕卷六「先師歴代写」。忠海は、本文書を
作成した九日後にも、「院家・道具等」に関する讓状をしたためて
いる（五八号）。

五八 忠海西南院讓状

〔端裏書〕
一重書 忠海第廿一

縦三一・六種
横二七・四種

西南院々家事

右、院家・道具等、悉皆以由緒、
式佰貫文〔良意〕栄光房より買

徳処、明鏡也、以此旨、堅知行
可有者也、巨細為令存知、重而

一筆書置処也、

永正十五年辛未八月廿一日 忠海（花押40）

重泉
俊相房

○五七号「忠海讓状」から九日後に作成された讓状。

五九 金剛峯寺権少僧都補任状

〔包紙ウハ書〕
「補任」

高野山

金剛峯寺

律師良任

謹考旧貫、当寺勤 御願、
敢無徧党者、

天恩、早件良任律師、被任

権少僧都、為 御勅願、謹充

処分焉、

永正拾伍戊寅季八月廿八日

檢校執行法印大和高位秀存（花押41）

六〇 金剛峯寺権大僧都補任状

高野山

金剛峯寺

少僧都良任

謹考旧貫、当寺勤 御願、
敢無徧党者、

天恩、早件良任少僧都、被任

権大僧都、為 御勅願、謹充

処分焉、

永正拾伍戊寅季九月十六日

檢校執行法印大和高位秀存（花押42）

本紙 縦三三・八種
横四五・六種

包紙 縦三三・七種
横四・八種

縦三四・〇種
横四五・五種

六一 俊海西南院讓狀

本紙縦三二・二種 包紙縦三三・八種
横五二・八種 横六・一種

〔包紙ウハ書〕
〔讓狀〕

俊海

〔端裏書〕
「俊海之 重モノ用不如何」

讓渡西南院々家・院領事

合堂・護^{〔釋〕}廣堂・灌頂堂・敷地・内山・細川・
合世間・出世道具・事教聖教・繪本尊等

右、此院家ハ、從大進律師御房、類代之^{〔累〕}

旧跡也、然近代者、從俊善法印、代々

香煙、于今無退轉古跡也、然今、俄觀壽

栄円房へ讓置所也、若望俗家、無学文ハ、

院家退轉之基也、殊更俗家仁引、院領・

院職、少も令^{〔天墜力〕}遂失者、且ハ大師・明神、御

本尊
○代々先德御罰、可^{〔家力〕}遂者也、仍後日

支証如件、

永祿九年正月 俊海（花押43）

舜海

○俊海は西南院第二十四世で、丹波国丸岡山不動院一世でもあった

〔金剛峯寺諸院家析負輯〕卷六「先師歴代写」。本文書については、

本稿の「解題」参照。

六二 良深某院讓狀

縦三二・九種
横四七・一種

永代讓申院家之事

合壹字者、

右、先師讓狀之旨ニ任者也、

則先之俊海一筆相副置

処、明白也、我等若年ニ候へ共、

摂州神咒寺江上下仕候ニ付、

自然之時之覚悟也、此旨ニ任、

可有御理者也、仍如件、

甲天正參年卯月日 良深（花押44）

教算

○天正三年の干支は乙亥であるので、本文書の干支は追筆の際の誤記

か。

六三 高野山西院来迎堂尊像修復供養願文

縦三三・八種
横五〇・九種

奉摧破尊像婦本願文

竊以、方便者、苦海之筏、究竟者、□□^{〔二天カ〕}

之船、伺厥元始、有因縁、金鳥飛空、破□□

之暗、玉兔走漢、隱四海之雲、於是、運尽

時到、南山西院宅室、火蛇来、過半吞去、

此砌、酒弥陀智水、資来迎堂、雖然、暴風頻

吹、騒動之族入内陳、尊像每手擎大衆、拘惜

懇篤、悲淚余袂、倩案此理、摧^{〔破カ〕}碎者、婦本為

結縁、豈可歎乎、因茲、請徒僧、伸法筵、鳴供

養一磬、夫功德四種之花、翻西方雲間、慈

悲三明月、澄東流之河水、加之、微妙正法之

春鶯、翥三密圃、廓然大悟秋鶴、極八識

田、十万億土不遠教、洗衆生無量之耳、四十

八願甚深志、滿福智無辺心、伏願、本尊応不

退名、繼枝、灯鴟頭之暎、猷密花梭里尊^{〔寶〕}

天正五年七月二日

○本文書については、本稿の「解題」参照。

六四 宣宥宝塔院合力証文案

縦二九・四種
横三七・六種

〔瑞峯寺〕
「宝塔院合力状」

宗善〔案文〕

殊禮越等之

抑宝塔院坊舎、○事、弘忍房及兩度

可有付与宗善^二由之条、予加施言^三、今且

令同心通敷、就其、坊舎之借錢之事、我等借

替之分、都合四十石余也、左有共、頃日^{金一兩}_{被上候間}、

先以四十石敷、雖然、旁移居候者、令三十

六石合力、殘十六石也、此内六石者、旁忽^に

被濟之間、猶殘而拾石之借替也、但此十石も、

弘忍房下向之路錢已下にて候上者、随分申

届、從弘忍房可給候、若彼仁於難渡者、可付

宝塔院^二候、就中、弘忍房至有帰住者、其方

自分十六石之取替^并当座之造作以下者、

可有一々算用候、誠如此倍々を致減少事、

惣者思一字之興隆、別者宗善^江令扶助者也、

仍状如件、

天正十七年

宣宥

宗善房
まいる

○鏡尊房宣宥は西南院第二十五世で、龍光院に兼任した（『金剛峯寺

諸院家析負輯』巻六「先師歴代写」。宝塔院については、『紀伊統

風土記』高野山之部 卷之十四 寺家之四「谷上院堂社院家下」の宝

塔院の項に、「本院、旧西院谷に在。宝塔院と号する所以は、千手

室塔の辺りにあれはなり。是隣近に名を得るものなり。山元禄八年、

谷上に移る」とあるように、中世には西院谷にあった。文中に登場

する弘忍房は、宝塔院主の弘仁房乗清のことと考えられる（『金剛

峯寺諸院家析負輯』巻一「宝塔院過去帳」）。

六五 下古佐布村源四郎等米借用状

縦三〇・九種
横二九・六種

借用申米之事

合四石五斗者、

右、かり申所実正也、コノリ分者、三ハリニ

アイサタメ申候、たとへ日ソントクセイ行候共、

於此米^二者、イラン有間敷候、来秋中^二

キツトへん^{〔返弁〕}可申候、但ハ、マスハ京はんにて候、

此藏本者、ホソカハノ右衛門尉二郎、仍如件、

文禄貳年^{癸巳}十二月廿二日 源四郎（花押45）

下古佐布村中 新二郎（筆軸印46）

右馬二郎（筆軸印47）

大郎三郎（筆軸印48）甚九郎（筆軸印49）太郎四郎（筆軸印50）四郎

二郎（筆軸印51）

右衛門尉二郎殿^參

○本文書は、源四郎の筆にかかると考えられる。

六六 良範灌頂法物送進状

縦二三・六種
横二六・六種

灌頂法物之事

合面三石之通、

国本より送進上、可

申者也、阿波アハ、堯円

文祿二年八月五日 良範（花押52）

北室院頼旻様まいる

○北室院賢栄房頼旻は、西南院第二十九世賢了房政旻の師（『金剛峯寺諸院家析負輯』巻六「先師歴代写」、巻十「北室院歴代系譜写」）。

六七 宥賢書状

縦二九・六種
横四四・三種

今度、淡州西南院之壇方衆

被上候ニ付而、預御尋候、坊主親類

衆迄之見舞ニ候条、其方へ案内不申候、

雖然、於向後者、親類衆壹人も

寄申間敷候、自然、一人も参候者、從

近付中、御違乱ニ可預候、坊主も此

内存ニ御座候、為後日、一筆如此候、恐々

謹言、

文祿二年八月四日 北室院内 宥賢（花押53）

西南院参御同宿中

○本文書については、本稿の「解題」参照。文中に見える近付中は、

近付衆（行人の一種）のことと考えられる。『紀伊統風土記』高野

山之部 卷之四十四「行人事歴類別」の近付衆の項参照。

〔西南院文書〕第六卷

六八 応宣書状

縦三二・三種
横五一・一種

端裏書
「応宣」

我等院家之事、内々

如申合候、明春仁成候者、

相渡可申者也、今時分

可相讓事、拙子年比仁

雖未似合候、病氣旁々、

院家抱申事、難成候故、

如此候、委書物、来年相渡候、

折節一筆、可進之候、先以

為覚候、仍状如件、

西南院

慶長七年極月九日 応宣（花押54）

秀弁
尊勝院まいる

○深鏡房応宣は西南院第二十六世、深識房秀弁は西南院第二十七世。

秀弁は、尊勝院・西禅院に兼任した（『金剛峯寺諸院家析負輯』巻

六「先師歴代写」）。本文書については、本稿の「解題」参照。

六九 頼旻道具請取状

縦三六・三種（現状）
横五二・一種

請取申生駒雅楽頭殿御道具之事（親正）

一、御刀仁王三郎 付かうかいみつからすのほり物有、
一、めぬきいろゑ〔目貫色繪〕 一、しと、めあか、ね〔鶏目〕 一、つは〔鑊〕

あか、ね〔銅〕
一、は、きあか、ね、しやくとうののみ入、

一、御わきさし〔脇指〕吉光 付は、き銀子 一、しと、め金子

一、両めぬきしやくとう 一、小刀のつかしやく〔柄〕
とうのほり物有、

一、御長刀 無めい〔銘〕
御はさみはこ壹荷に入申御道具〔拵箱〕

一、しろ小袖ふたつ 一、御帶壹すち〔筋〕 一、御した帯一すち〔下〕
一、御たひ壹そく〔足袋〕 一、御はなみ壹束 一、あふき式本〔鼻紙〕

以上

慶長八年 青巖寺

二月十五日 検校執行法印頼旻（花押55）（黒印56）

西山大炊殿

伴小右衛門殿

庄作右衛門殿

上田権右衛門殿

小森龜丞殿

まいる

○本文書は、慶長八年（一六〇三）二月十三日に讃岐高松で亡くなつた生駒親正（讃岐高松藩主・生駒一正の父）の遺品の請取状。『生駒家譜正疑論』（『大日本史料』第十二編之一、慶長八年二月十三日条所引）によれば、生駒親正は真言宗に対する信仰が深く、その遺言によつて、高野山北室院の院主であつた賢榮房頼旻が招かれ、葬儀の導師をつとめた。本文書が西南院に伝来したのは、頼旻の弟子

にあたる賢了房政旻が、北室院を相伝し、のちに西南院第二十九世となつたことと関係するか（『金剛峯寺諸院家析負輯』巻六「先師歴代写」・巻十「北室院歴代系譜写」）。

七〇 金剛峯寺無量寿院権律師補任状

本紙縦三六・二種（現状）

包紙縦三五・九種（現状）

〔包紙ウハ書〕 秀弁

高野山金剛峯寺無量寿院

大法師秀弁

謹考旧貫、当院勤御願、

敢無偏党者、

天恩、早以件大法師秀弁、

宜被任権律師也、為

御勅願、謹充処分〔馬〕

慶長八年拾月十六日

法印権大僧都行昌（花押57）

○深識房秀弁は西南院第二十七世（『金剛峯寺諸院家析負輯』巻六「先師歴代写」）。

七一 金剛峯寺無量寿院権少僧都補任状

本紙縦三六・二種（現状）

包紙縦三五・五種（現状）

〔包紙ウハ書〕 秀弁

高野山金剛峯寺無量寿院

権律師秀弁

謹考旧貫、当院勤御願、敢無偏党者、

天恩、早以件權律師秀弁、宜被任權少僧都也、為御勅願、謹充処分焉、

慶長八年拾月十六日

法印權大僧都行昌（花押58）

〇七〇号の注参照。

七二 応宣西南院預狀

縦三四・〇〇
横四九・七〇

預申院家事

夫当院者、（西南院）南山規模之靈場、代々明德之

聖跡也、然予雖不肖、従先師法印宣看、

親得讓与、経年序訖、尤拙修学増進之懇志、

可勵仏法紹隆之丹心之処、及病氣、無其甲斐、

空送居、諸事頗非本意、所詮、（生）養性之間、

院家諸壇那（間脱カ）世出世之道具、従法印宣看、

請取申、如注文、其方江預置者也、互存命

（定脱カ）不二モ候得共、廿ヶ年之後者、此方江可返給者也、

仍状如件、

慶長八年十一月十六日 深鏡房応宣（花押59）

（秀弁）
尊勝院まいる

〇本文書については、本稿の「解題」参照。

七三 讃岐志度寺常楽坊・西林坊連署状

縦二六・三〇
横九・七〇

灌頂錢銀子拾匁、当秋中ニ必進上可仕候、以上、

讃岐志度寺

慶長拾三年卯月十六日 常楽坊（花押60）

西林坊（花押61）

（政受）
北室院様まいる 取次能宣

〇常楽坊・西林坊は、近世初頭に成立した讃岐志度寺の坊庵で、慶長九年（一六〇四）十月に再興された志度寺観音堂の棟札（『志度寺旧由余残記』所引「棟木之写」）に見える。香川県政策部文化芸術局文化振興課編『志度寺調査報告書』第二分冊（香川県、二〇二二年）一一・二二五・三〇八頁参照。本文書が西南院に伝来したのは、第二十九世賢了房政旻が淡路出身で、もと北室院の院主であったためか。

七四 秀弁銀子借用証文

縦三二・〇〇
横三〇・三〇

預り申銀子事

（通筆）
「内式貫六百目、元和元年八月廿九日、大開殿之御使（原本長治）茂兵衛殿渡也、残三貫四百文預り也。」

合而六貫目、慥預り

申処也、數卅つ、み御座候、

何時成共、御用之時渡し

可申候、仍為後日、証文如件、

高野山西南院

慶長十式年八月十一日 秀弁（花押62）

中川大隅守殿(資政)
まいる

○追筆は本文と異なる筆跡であり、文書全面が「×」記号によって毀破されている。追筆に記された、元和元年（一六一五）八月二十九日の借銀返済に係る文書として、「中川資政書状」「橋本長治借銀請取状」「良算借銀覚書」がある（いずれも西南院寺藏文書第五九函）。なお、本稿の「解題」参照。

七五 金剛峯寺小集会衆連署事書

第一紙縦三六・三〇 横五一・〇三〇 櫻(現状)
第二紙縦三六・三〇 横五〇・三櫻

(端裏書)
「集会衆之判形」

集会衆中院領之儀、先年其沙汰有之歟、今度者、衆徒中寺領者、一円学問次第三可受之 御墨印也、御法度之上者、各難被遁候哉、就中、如往古者、花王院覚海者、道範之師、満山之目足、持明院之眞譽者、覚鏤之祖、一流之本願也、智莊嚴院祐兼者、宥快之知識、南蓮上院仙基者、中院之明匠也、三宝院者、代々悉曇・声明之家也、然処、近年此等院家之住持、畠山権柄之砌、被促官軍、自有武勇之振舞以來、在仏家而好武家、捨仏法帶武具、頗仏法破滅之基也、但近頃者、粗雖有長袖之行儀、猶非仏法修学之身上、只無勤而虚被受過分之公物、御法度之起、職而此由也、自今以後、可被守御墨印之旨者、各如往古、入学侶而可有所学也、若然者、花王院・智莊嚴院者、猶学問之年時分、又

有利根之性、兩人院家被預看坊、唯向学窓拉雪螢、勤学衆而不闕論義、可有讃仰也、年満四十、所学猶不熟者、臨其時、面々上通之一字、必可被相渡学者也、其外衆者、或年少、或老躰之間、所学不可堪歟、然者、各可被相定学者之後住者也、此 御法度無異儀者、則各可有判形者也、仍案内之状、如件、

慶長十五年正月十一日

衆徒中評定衆

快学(黒印63)

寺領四十五

南
蓮上院若年故、良恩房一代之後、可渡分也、但入弟子学問、

頼秀(花押64)

同前

花王院十年引籠学問

快遍(花押65)

同前

智莊嚴院同前

応政(花押66)

寺領如有来

大光明院同前

応昌(花押67)

同前

十輪院後住行順房

宗伝(花押68)

四十五

北
三宝院

応観(花押69)

同前

蓮上院後代引撰院

仙栄(花押70)

三十三石如有来、

持明院後住源融房

快雄(花押71)

各中

○本文書については、本稿の「解題」参照。

七六 勢算金子借用証文

縦二九・三〇 横二一・二三〇

(端裏下部)
一(黒割印72) 割花押73

借用申江戸小判之事

合式兩分也、但此利分、銀子二算用

仕、壹月^二付、式^三々^四く^五い^六也、但来年

七月^一か^二き^三り^四、本^五利^六と^七も^八、^九へ^{一〇}ん^{一一}べ^{一二}ん^{一三}

可^一申^二候、永^三ふ^四さ^五た^六候^七ハ、利^八分^九壹^{一〇}ば^{一一}い^{一二}に^{一三}て

へ^一ん^二べ^三ん^四可^五申^六候^七物^八也、

〔宝 幢院〕
ほうとういん紫竹坊

慶長十七年九月廿四日 勢算〔花押74〕

蔵本

明星院（森勝政） 但口入上蔵院〔花押75〕

取次（森勝政）甚右衛門殿也、

○本文書が西南院に伝来したのは、元和二年（一六一六）十二月二十

七日、森勝政が西南院に宝幢院紫竹坊の檀那職を売却した際に、「紫

竹坊借状式ツ」、すなわち本文書と七九号「勢算銀子借用証文」を

譲渡したことによる（高野山史編纂所「中田法寿」編『高野山文書』

第六卷、西南院文書第三三五号「森勝政宝幢院檀那職売券」）。

七七 仁和寺宮覚深法親王令旨

本紙縦三六・八種
横五二・五種（現状）

包紙縦三六・七種
横六・一種（現状）

〔包紙^ウハ書〕
「権少僧都政旻御房 法印」

権少僧都御免許之

事、不可有子細

之旨、

〔覚深法親王〕
御室宮御気色所候也、

仍執達如件、

慶長十七

七月二日 禅宥〔花押76〕

権少僧都政旻

御房

○賢了房政旻は、西南院第二十九世（『金剛峯寺諸院家析負輯』卷六「先

師歴代写」）。禅宥は、仁和寺皆明寺の僧で（『仁和寺諸院家記（心

蓮院本）』）、御室覚深法親王の側近として重きをなした。榎田良洪「統

真言密教成立過程の研究」（山喜房佛書林、一九七九年）六四九、

六五二頁参照。

七八 良尊法印叙任覚書

縦三六・六種（現状）
横二八・七種

仁和寺御室御所法印官、

被^一下^二訖^三、季^四代^五之^六重^七職^八、尤^九可^{一〇}

恐^一惶^二者^三也、多^四聞^五院^六末^七葉^八良^九尊^{一〇}（花押77）

奏^一達^二皆^三明^四寺^五御^六房^七

○長深房良尊は、西南院第二十八世（『金剛峯寺諸院家析負輯』卷六「先

師歴代写」）。年紀を欠くが、八〇号「仁和寺宮覚深法親王令旨」に

関わる内容であるため、慶長十八年（一六一三）か。

七九 勢算銀子借用証文

縦三三・二種
横四六・〇種

借用銀子之事

合^一五^二百^三目^四者^五、但^六利^七分^八六^九百^{一〇}目^{一一}、付^{一二}

右^一之^二し^三ち^四物^五に、関^六東^七む^八さ^九し^{一〇}の^{一一}国^{一二}

且^一那^二一^三職^四さ^五し^六入^七申^八候^九、則^{一〇}過^{一一}光^{一二}張^{一三}・

簡^一文^二二^三札^四、渡^五申^六候^七、此^八銀^九子^{一〇}ハ、右^{一一}之^{一二}巨^{一三}那

まわりニ借用申候事、実正也、此銀子

無沙汰於有之者、此しち物みな〔逆乱有〕

可被召上候、于時一言いらんある

間敷候、家旦那なかし申事

於有之者、則国へ同心申、〔亮券〕引渡

可申候、左様之時ハ、且那うりけん候とも、

みなく渡可申候、仍而後日証文

如件、

〔宝 幢 院〕
ほうとういん紫竹坊

慶長拾七年八月十三日 勢算（花押78）

蔵本千手院明目正福院まいる

〔森勝政〕
請人甚右衛門殿

○本文書が西南院に伝来した事情については、七六号の注参照。

八〇 仁和寺宮覚深法親王令旨 本紙縦三五・四種
横四九・〇種 包紙縦三六・六種
横五・三種（現状）

〔包紙ウハ書〕
「法印良尊 御房 権大僧都」

法印御免許之事、

令披露候処、雖不為

年齢相当、依拔群

智才、不可有相違之

旨、〔覚深法親王〕仁和寺宮御気

色之処、仍執達如件、

慶長十八年三月廿一日 禅宥（花押79）

法印良尊 御房

○本文書については、本稿の「解題」参照。

八一 江戸幕府伝馬手形

本紙縦三一・六種
横一五・六種 包紙縦三二・七種
横一三・二種

〔包紙ウハ書〕
「慶長十九年夏

御伝馬御朱印」

（伝馬朱印

左半割印80）

馬拾疋、從江戸駿府まで

可出之者也、

慶長拾九年「四月十五日

伝馬宿中

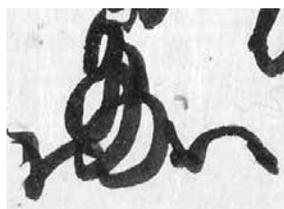
○割印の印文は、「伝馬無相違可出者也」の左半。『大日本史料』第十

二編之十七、慶長十九年（二六一四）年末雜載、駅遞交通の条（五

一三〇五―四頁）によれば、本文書に「慶長十九年、高野衆御論議

下向之時、江戸將軍様〔徳川秀忠〕伝馬御朱印」と記した包紙があったというが、

現在は確認できない。本文書については、本稿の「解題」参照。



39
忠海



38
秀存



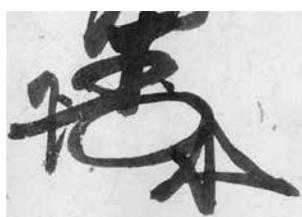
37
良憲



41
秀存



40
忠海



43
俊海



42
秀存



46
新二郎



45
源四郎



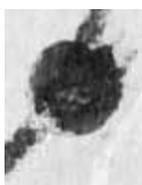
44
良深



48
太郎三郎



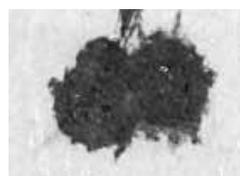
47
右馬二郎



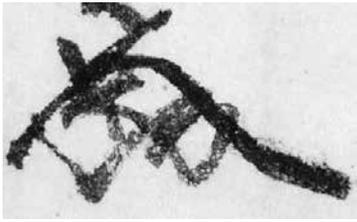
51
四郎二郎



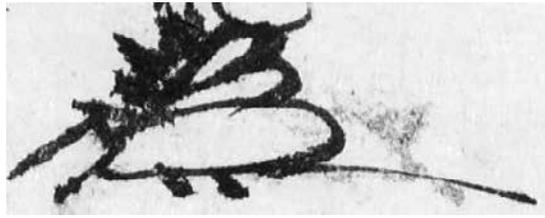
50
太郎四郎



49
甚九郎



53
有賢



52
良範



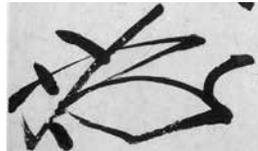
55
賴旻



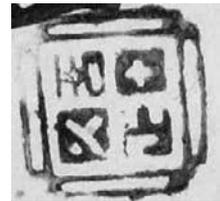
54
応宣



58
行昌



57
行昌



56
賴旻



60
志度寺常樂坊



59
応宣



63
快学



62
秀弁



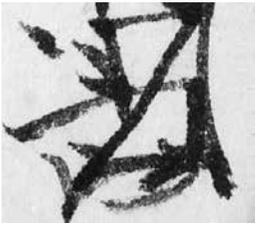
61
志度寺西林坊



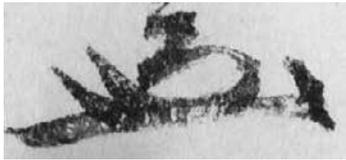
65
快遍



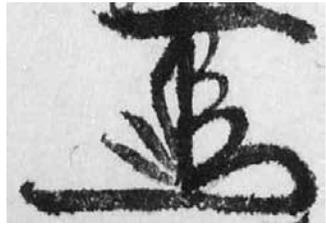
64
賴秀



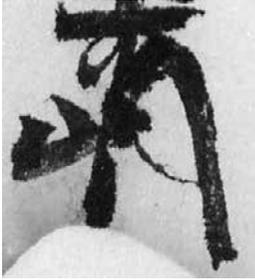
68
宗伝



67
応昌



66
応政



70
仙栄



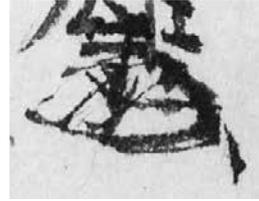
69
応観



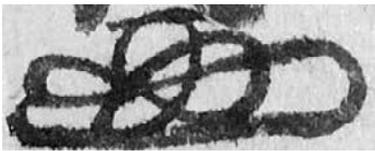
73
森勝政



72
勢算



71
快雄



75
上蔵院



74
勢算



77
良尊



76
禅宥



80
江戸幕府伝馬朱印



79
禅宥



78
勢算